

令和4年8月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和4年8月25日（木）13時30分、下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館2階大会議室に召集した。

出席委員は次のとおりである。

山田 貞己	教育長
田中とし子	委員
渡邊 亮治	委員
西堀 政幸	委員
天野 美香	委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

糸賀 浩	学校教育課長
土屋 大祐	学校教育課 参事
土屋 仁	学校教育課 課長補佐
増田 義和	学校教育課 課長補佐兼子ども育成係長
朝比奈 誠	生涯学習課 課長補佐兼図書係長
原 隆史	学校教育課 学校教育係長
中堀 啓司	生涯学習課 社会教育係長

本会議録調製者は次のとおりである。

土屋 仁	学校教育課 課長補佐
------	------------

1 開会

13時30分 教育長開会を宣す。

教育長 事前に通知した議事日程を変更したため、報告する。

（4）議第25号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、（令和4年度下田市一般会計補正予算（第6号））は、台風被害に係る復旧経費等を計上した補正予算が第6号として専決されたため、補正番号が（第7号）に繰り下げとなった。

次に（5）議第26号下田市立幼稚園管理規則を廃止する規則の制定については、9月定例会以降の審議とするため、取り下げとした。

2 会議録署名人選出

会議録署名人に 渡邊 亮治委員を選出。

3 7月定例会会議録承認

事務局より資料に基づき説明、承認。

4 教育長報告事項

8月事業報告及び9月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長補佐から資料に基づき説明。

教育長

配付資料のとおり、9月23日、24日に旧稲生沢中学校物品無償譲渡会が予定されている。それに併せて、学校教育課からの説明のとおり、23日に、稲生沢中学校創立50周年記念タイムカプセルの開封式を行う。

参考資料として配布した新聞記事を元に何点か報告する。

8月4日付け新聞には、県教育研究会の音楽研究大会が市民文化会館で開催された記事が掲載された。

毎年、県内各地域輪番制で会場を担当し、各教科と教科外の特活、生徒指導等の研究会を開催しているが、今年は、音楽と道徳を下田市で開催した。

コロナ禍であるため、リモート開催やオンデマンド開催となったが、下田中学校の校歌作成者のミマス氏の講演もあり、大変好評だったようである。

ミマス氏には、佐々木前教育長と市教委で、お礼を含め、ご挨拶に伺った。

5日付け新聞には、しずおか寺子屋の様子が紹介された。

県教育委員会の主催で小中学生の家庭学習習慣の定着と、教育人材育成を目的に実施されており、教員志望の高校生と大学生が学習指導を行うもので、児童生徒の反応も良く、学生側にとっても、今後の教員の道への貴重な経験になっている。

11日付け新聞には、10日に実施した、下田中学校・相良高校ホストタウン交流事業の様子が紹介された。

下田中学校サーフィン部員10人が牧之原市を訪問し、相良高校のサーフィン部の皆さんとの交流を行った。

幅150m奥行き80mの何種類もの波を人工で作りに出せる静波サーフスタジアムで体験を行った。

牧之原市では、教育長、教育委員会の方々等に歓迎いただいた。今後の交流についても期待したい。

12日付け新聞には、佐々木前教育長から下田中学校へのエンブレムの寄贈の様子が紹介された。

中央玄関及び新体育館への渡り廊下の上の2か所に、制服・体操服・学校指定封筒等に使用されている、直径約30cmのエンブレムのプレートを取り付けていただいた。

15日付け新聞には、青色防犯パトロール実施者講習会の様子が掲載された。

下田署管内では69台の車両での取り組みとなっており、中学生と母親への無差別襲撃事件があったばかりで、地域の安全のために、抑止効果があることに間違いないと考えている。

18日付け新聞には、下田公園で開催された、下田まち遺産の散策教室の記事が掲載された。

下田公園は、あじさい祭や黒船祭での開国記念広場は馴染みがあるが、下田城趾の空堀等は中々見学する機会はない。

分かりやすい説明を受けながら散策を行った。

同じく18日付け新聞には、精神疾患による教員の休職者が5,000人で高止まりとの記

事が掲載された。

児童生徒数は減少しているが、業務の拡大に伴い、休職者の割合は増加しており、教員の半数は勤務時間中の休憩時間がゼロ、原因としては、ICTが重荷、非正規教職員が増加していることで、継続的な仕事や、責任ある仕事は任せにくく、正規教職員にしわ寄せが来ているとの報告であった。

20日付け新聞には、賀茂地区内の中学生24人が賀茂ドリーム授業に参加した旨が紹介された。

東部総合庁舎賀茂キャンパスを会場に実施され、初日は、県池上教育長により「21世紀はどんな時代になるか、21世紀に生きるにはどんな力が必要か。」をテーマに、講話があった。

2日目は、松崎の室岩洞、市内須崎の恵比須島で自然の地形の美しさを学んだ。

子ども達も立派な考え方や発言があり、頼もしく感じられた。

22日付け新聞には、市立図書館ワークショップの様子が紹介された。

「下田らしい図書館」をテーマに3回のワークショップを予定しており、初回はお互いを知り合うアイスブレイキング的な雰囲気、次回からは、更に深い意見交換があるものと期待している。

22日付け新聞には、部活動の地域移行の話題が掲載された。

スポーツ庁からは既に提言が出ており、重ねて文化庁からも体制整備を進めることが提言された。

それぞれの有識者会議で2025年度末までに休日の部活動指導を地域に移行するというもので、今後、25年までの3年間で改革集中期間として推進するというもの。

23日付け新聞には、中央公民館講座として開催された、フォトフレーム作り体験教室の様子が紹介された。

シーグラスや環境問題となっているマイクロプラスチックを材料に活用したもので、環境問題を考えながら、一石二鳥となる制作体験を行った。

生涯学習課の夏は忙しいという印象を持った。

25日付け新聞では、市内小中学校が昨日、2学期の始業式を迎え、大賀茂小学校での始業式の様子が紹介された。

以上、教育長報告事項について、質疑等があればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 教育長報告事項については、承認するものとする。

5 議事

(1) 議第22号 下田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

教育長 議第22号下田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてを議題とする。
事務局から説明をお願いする。

学校教育課長 議第 22 号下田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、下田市いじめ防止条例第 14 条第 3 項の規定により、別紙の者を下田市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるもので、提案理由は、下田市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期満了によるもの。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等に係る情報の交換、いじめ防止等の対策のための協議を行う組織で、委員については、いじめ防止条例第 14 条第 3 項第 1 号から第 4 号までに規定する者 15 人を別紙案のとおり委嘱する。

任期については、いじめ防止条例第 14 条第 4 項により、2 年と定められており、令和 4 年 8 月 26 日から令和 6 年 8 月 25 日までとする。

教育長 事務局の説明に対して質疑等あればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 質疑等もないため、議第 22 号下田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認することとしてよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、議第 22 号下田市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認するものとする。

(2) 議第 23 号 下田市いじめ問題対策専門委員会委員の委嘱について

教育長 議第 23 号下田市いじめ問題対策専門委員会委員の委嘱についてを議題とする。事務局から説明をお願いする。

学校教育課長 議第 23 号下田市いじめ問題対策専門委員会委員の委嘱について、下田市いじめ防止条例第 15 条第 4 項の規定により、別紙の者を下田市いじめ問題対策専門委員会委員に委嘱することについて教育委員会の承認を求めるもので、提案理由は、下田市いじめ問題対策専門委員会委員の任期満了によるもの。

いじめ問題対策専門委員会は、いじめによる重大事態の調査、いじめの防止等のための対策の支援等を行う組織で、委員については、教育、法律、医療、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから委嘱することとされており、別紙案のとおり 5 名の方を委嘱する。

任期については、いじめ防止条例第 15 条第 5 項により、2 年と定められており、令和 4 年 8 月 26 日から令和 6 年 8 月 25 日までとする。

教育長 事務局の説明に対して質疑等あればお願いしたい。

田中委員 いじめ問題対策連絡協議会といじめ問題対策専門委員会との関係性について伺いたい。

学校教育課 先ほど、説明があったとおり、いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等に係る情報の交換、いじめ防止等の対策等の協議を行う組織で、いじめ問題対策専門委員会は、いじめによる重大事態が発生した場合に調査を行う組織である。
本市では、重大事態が発生した事例がないため、例年連絡協議会と専門委員会の合同会議を開催し、情報共有を図っている。

教育長 その他質疑があればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 質疑等もないため、議第 23 号下田市いじめ問題対策専門委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認することとしてよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、議第 23 号下田市いじめ問題対策専門委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認するものとする。

(3) 議第 24 号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について
(下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定について)

教育長 議第 24 号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定についてを議題とする。
事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 議第 24 号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、下田市立幼稚園条例を廃止する条例を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるもので、提案理由は、下田市立下田幼稚園を廃止するため。

下田幼稚園については、下田市子ども子育て会議からの、令和 5 年 4 月 1 日に下田幼稚園と認定こども園を統合することが望ましい旨の答申に基づき、昨年 9 月教育委員会定例会において、答申に沿った、下田幼稚園と認定こども園の統合を進める方針を決定していただいた。

その後、下田幼稚園保護者説明会、入園説明会において保護者に対し、方針と今後の対応の説明を行い、統合に向けた今後の取り組みとしての通園バス乗降場所の旧町内への設置及び行事等における保護者参加の在り方について検討していくことで保護者の了承を得た。

条例の内容については、附則第1項は、施行期日を定めたもので、令和5年4月1日から施行するものとした。

附則第2項から第8項については、下田市立幼稚園条例の廃止に伴い、関連する条例を改正するもので、附則第2項は、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償を定める条例の一部改正で、報酬の額を規定する別表中内科医、歯科医、眼科医の欄からそれぞれ、幼稚園を削るもの。

附則第3項、下田市立学校施設の使用に関する条例の一部改正、附則第4項、下田市立基幹集落センターの設置及び管理に関する条例の一部改正、附則第5項、下田市立公民館設置管理条例の一部改正、附則第6項、下田市立吉佐美運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正及び附則第7号、下田市澤村邸条例の一部改正については、使用料の減免規定から幼稚園を削るもの、附則第8項、下田市子ども子育て会議条例の一部改正については、委員の構成の規定中、幼稚園を認定こども園に改めたもの。

教育長 事務局の説明に対して質疑等あればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 質疑等もないため、議第24号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり承認することとしてよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、議第24号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり承認するものとする。

(4) 議第25号 市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について

(令和4年度下田市一般会計補正予算(第7号)教育委員会)

教育長 議第25号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、令和4年度下田市一般会計補正予算(第7号)教育委員会を議題とする。

事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 議第25号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年度下田市一般会計補正予算(第7号)教育委員会を別紙のとおり定めることについて、教育委員会の意見を求めるもので、提案理由は、令和4年度下田市一般会計補正予算第7号のうち、教育委員会部分に関する意見を求めるため。

学校教育課予算から説明を行う。

時間外勤務手当以外の職員人件費については、4月の一般職の人事異動に伴い増減が生じたもので説明は省略する。

3款3項3目保育所費 1550 公立保育所管理運営事業は、5,712千円の増額で、会計年度任用職員給料 2,022千円、通勤手当 919千円、期末手当 160千円の増額は、フルタイム保育士の人件費で、雇用する職員の決定による調整及び保育士1名分の人件費を認定こども園管理事業から組み替えたことによるもの、時間外勤務手当 792千円の増額は職員 11人分の時間外勤務手当の不足見込額、10節光熱水費 774千円の増額は不足見込額。

4目民間保育所費 1600 民間保育所事業は、5,696千円の増額で、22節国庫返還金 4,124千円、県費返還金 1,572千円の増額は、令和3年度分の子どものための教育保育給付費負担金に係る返還金。

5目認定こども園費 1670 認定こども園管理運営事業は 498千円の減額で、3節時間外勤務手当 1,224千円の増額は、職員 17人分の時間外勤務手当の不足見込額、通勤手当（会計年度任用職員） 350千円の増額は、フルタイム保育士の人件費で、公立保育所管理運営事業への組み換えによる減額及びフルタイム保育士の産前産後休暇、病気休暇に係る代替保育士の増によるもの。

10節光熱水費 1,293千円の増額は不足見込額。

6目放課後児童対策費 1452 放課後児童対策事業は、919千円の増額で、車借上げ料 481千円の増額は、大賀茂小学校児童の朝日地区放課後児童クラブ利用に係るタクシー送迎費用の不足見込額で、現在大賀茂小学校からは、1年生3人、2年生2人、3年生1人の6人が利用している。

22節国庫返還金 438千円の増額は、令和3年度子ども子育て支援交付金の確定に伴う、放課後児童健全育成事業に係る返還金。

8目子育て支援施設管理運営費 1745 地域子育て支援センター運営事業は、78千円の増額で、22節国庫返還金 78千円は令和3年度子ども子育て支援交付金の確定に伴う、子育て支援拠点事業に係る返還金。

9目子育て支援費 1749 子ども子育て支援事業は 500千円の増額で、22節国庫返還金 500千円は、令和3年度子ども子育て支援交付金の確定に伴う病児保育事業及び実費徴収に係る補足給付事業に係る返還金。

9款1項2目事務局費 6010 教育委員会事務局総務事務は 10,088千円の増額で、会計年度任用職員の人件費の減額は、事務補助のパートタイム職員の人件費で、雇用する職員の決定に伴うもの。

3節時間外勤務手当 3,555千円の増額は、職員 10名分の今後の所要見込額、10節消耗品費 326千円の増額は、コピー用紙等の所要見込額、12節旧中学校理科薬品処理業務委託 2,200千円の増額は、旧3中学校で保管していた、廃棄対象の薬品を処分するもの。

3目奨学振興費 6020 奨学振興事業は、1,600千円の減額で、18節ニューポート市中学生派遣補助金は、コロナウイルス感染症の影響による派遣事業の中止によるもの。

4目学校教育指導費は、3,285千円の減額で、6030 児童生徒適応指導事業、6031 特

別支援教育体制推進事業は、パートタイム会計年度任用職員の人件費の減額で、雇用する職員の決定に伴う調整。

2項1目小学校管理費 6050 小学校管理事業は、9,219千円の増額で、会計年度任用職員の人件費の減額は、パートタイム用務員6人、講師1人分で、雇用する職員の決定に伴う調整及び複式学級解消のため見込んでいた講師2名のうち、1名が県費負担の複式解消加配として配属されたための減額。

10節消耗品 887千円の増額は、学級閉鎖等の家庭学習に対応するため、児童用学習端末の持ち帰り用充電器の購入と学校からの要望に対応したものの。

光熱水費 3,619千円の増額は、不足見込額、修繕料 7,800千円の増額は、各学校の遊具、照明機器、消防設備及び朝日小学校の防水修繕等、13節複写機使用料 76千円の増額は、不足見込額、17節管理用備品 421千円の増額はレーザープリンター、オーディオメーター、視力検査機等の更新。

2目教育振興費 6090 小学校教育振興事業は 35千円の増額で、会計年度任用職員の人件費の減額はパートタイムの理科支援員、学校司書各1人分で、雇用する職員の決定に伴うもの、10節消耗品 113千円及び13節複写機使用料 24千円の増額は学校要望に対応したものの。

3項1目中学校管理費 6150 中学校管理事業は、4,621千円の増額で、会計年度任用職員人件費の減額はパートタイム一般事務及び用務員各1人分で、雇用する職員の決定に伴うもの、普通旅費 5千円の増額は、管内出張旅費の不足見込額、10節消耗品費 742千円の増額は、小学校と同様に学級閉鎖等の家庭学習に対応するため、生徒用学習端末の持ち帰り用充電器の購入と学校からの要望に対応したものの。

光熱水費 4,940千円の増額は、不足見込額、11節電話料 292千円、浄化槽清掃検査料 8千円、クリーニング代 10千円の増額は不足見込額、車両保険料（任意） 900千円の減額は、スクールバス運行業務委託において2台分の任意保険に加入することとしていたための減額。

12節浄化槽保守点検業務委託（債務） 254千円の減額は、旧稲生沢中学校を企画課に移管するための減額、非常用通報装置点検業務委託 81千円の減額は、火災通報について機械警備での対応としたための減額。

2目教育振興費 6190 中学校教育振興事業は、311千円の増額で、パートタイム会計年度任用職員の学校司書、部活動指導員の人件費の増額で、雇用する職員の決定に伴うもの。

4項1目幼稚園費 6250 幼稚園管理事業は、159千円の増額で、3節時間外勤務手当 180千円の増額は職員3人分の所要見込額、10節光熱水費 188千円の増額は不足見込額。

生涯学習課長
補佐

9款5項1目社会教育総務費 6350 社会教育総務事務は、6,668千円の増額で、会計年度任用職員人件費及び3節時間外勤務手当 2,910千円の増額は所要見込額、2目青少年教育費 6400 青少年海の家管理運営事業は 13千円の増額で、光熱水費の所要見込額、6402 青少年活動推進事業は、9千円の増額で、12節交通整理業務委託料は、20歳の集いを開催する下田中学校での来場者交通整理を委託するもの。

4目芸術文化振興費 6500 芸術文化振興事業は、46千円の増額で、吉田松陰寓寄所会計年度任用職員の所要見込額、5目公民館費 6550 公民館管理運営事業は、117千円の増額で、10節光熱水費の所要見込額の増額、6目図書館費 6600 図書館管理運営事業は、144千円の減額で、会計年度任用職員の人件費の減額と10節光熱水費の所要見込額 23千円を増額したもの。7目市史編さん費 6650 市史編さん事業は169千円の減額で、会計年度任用職員人件費の所要見込額の減額、6項1目保健体育費 6700 保健体育総務事務は148千円の増額で、光熱水費の所要見込額、2目吉佐美運動公園費 6750 吉佐美運動公園管理事業は11千円の増額で、10節光熱水費の所要見込額を増額するもの。

学校教育課長 7項1目学校給食費 6800 学校給食管理運営事業は、3,936千円の増額で、10節光熱水費で、学校給食センターの光熱水費の不足見込額を増額したもの。

教育長 事務局の説明に対して質疑等あればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 質疑等もないため、議第25号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）教育委員会については、原案のとおり承認することとしてよろしいか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、議第25号市議会の議決を経るべき議案の原案の決定について、令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）教育委員会については、原案のとおり承認するものとする。

6 協議報告事項

教育長 事務局から協議報告事項があれば、お願いしたい。

学校教育課 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応として、7月から8月にかけて
参事 国・県からの通知等が発出された。

それらの通知に基づき、これまでの対応を更新したため説明する。

6月末から学校現場においても新しい株に移り変わってきた印象がある。

大きな変更点としては、以前は濃厚接触者が同居家族にいる場合、お子さんについても、登校を控えてもらっていたが、現在は濃厚接触者の濃厚接触者は追跡しないこととなったため、健康観察は十分していただくが、登校を控えることを求めないこととした。

また、濃厚接触者の自宅待機期間が、5日となったことが、報道されており、そ

の点を整理した。

まず、①児童生徒が感染した場合は、出席停止となる。②教職員が感染した場合も出席停止となる。③児童生徒又は、教職員が濃厚接触者に特定された場合は、出席停止となる。学校は感染が拡大する状況でなければ、通常どおり教育活動を実施する。④児童生徒又は、教職員の同居家族が感染した場合が、変更となっており、同居家族が感染した場合の対応を保健所に確認したところ、詳細な聴取等を行わずに、その家族は濃厚接触者として特定され、保健所からショートメール等で連絡があり、出席停止となる。ただし、別棟に居住している等特別なケースの場合は、例外となる。

⑤児童生徒又は、教職員の同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、本人の健康状態を確認した上、問題が無ければ登校も可能とした。少しでも発熱等が見られた場合は、直ちに受診するよう対応をお願いすることとしている。

次に、自宅待機（出席停止）期間についても説明する。

感染した場合は、保健所から指示があり、概ね 10 日間の自宅待機となる。

濃厚接触者に特定された場合は、陽性者との最終接触日の翌日から 5 日間の自宅待機となるが、保健所から別途指示がある場合は、保健所の指示に従うこととなる。

ただし、2 日目、3 日目に抗原定性検査等で陰性が確認された場合は、3 日目から登校が可能となる。その場合の検査は、自費対応、薬事承認を受けた検査キットが必要な旨の説明を付け加えた。

同居家族が濃厚接触者となったが、本人は濃厚接触者に特定されなかった場合は、先ほど説明したとおり、健康状態に問題が無ければ登校が可能である。

注意事項として、地域の感染レベルが国評価レベル 2 以上の場合で、同居家族に未受診で風邪症状が見られる者がいる場合は、児童生徒の登校を控えるようお願いする。

また、医療機関が逼迫している状況であるため、自宅待機終了後の登校に際しては、陰性証明を求めないこととしている。

この資料については、始業式の際に児童生徒を通じ、保護者に配布したもので、裏面に変更箇所の説明を記載した。

別紙 1 は、地域の感染状況に基づく行事・活動の実施についての基準を定めたものであるが、変更点については、レベル 2 の警戒を強化すべきレベル中、修学旅行の対応で、以前は、目的地や活動内容の変更、延期又は中止としていたものを現在は、行動制限等の対応がとられていないため、目的地や活動内容の変更、感染症対策の工夫・徹底に変更した。ただし、校内で感染状況により延期することもある旨を付け加えた。

9 月末から 10 月初旬にも修学旅行が予定されており、現在のところは実施する予定である。

別紙 2 は、感染が確認された場合の臨時休業等の対応であるが、変更点については、校内における感染状況を把握するための臨時休業で、第一段階の臨時休業であるが、この臨時休業を実施することは想定していないため、数日という表記に変更した。

また、学級閉鎖等を実施する場合は、以前は5日から7日を目安としていたところであるが、実際に1学期を経験し、概ね5日間程度で治まる印象であったため、現実的な3日から5日程度を目安とすることに変更した。国の通知においても概ね5日程度となっている。

学級閉鎖については、一学級内で複数の感染者が発生した場合に検討するが、感染経路が家庭の場合や、感染した児童・生徒が登校していなかった場合等、感染拡大の惧れが無い場合もあるため、基本的には複数の感染者が発生し、尚且つ、学級内感染の拡大の可能性がある場合という旨を明記した。

現実的に、このような対応を進めて来たが、学校とも協議しながら、複数人の感染者が発生したから必ずしも学級閉鎖を実施するのではなく、感染状況を考慮し、決定することとしている。

最後に、家庭に対するお願いの中で、同居家族の感染が疑われ、検査をする場合は、その結果が出るまでは、登校を控えていただく旨の説明を付け加えた。

教育長 今の報告について、質疑等あればお願いしたい。

田中委員 今の説明から、学校の欠席者は、感染者、濃厚接触者、疑いのある児童・生徒の3種類に分けられると思う。

近所の保護者の方から、学級内で10人、15人の欠席者がおり、その後、自分の子どもが感染してしまった、その保護者からは、現状の学級内の欠席状況、感染状況を伝えていただければ、自分の子どもを登校させなかった、どうしたら良いのかという話を聞いた。

保護者に対し、どのように説明したら良いのか伺いたい。

学校教育課 非常に難しい案件で、県が発表している内容以外の学級内での感染者の個人名や参事 感染者の人数等は公表できない。

欠席者については、感染者、濃厚接触者、感染予防等の児童生徒が含まれている。

学校、教育委員会では、保護者からの連絡により、ある程度の状況は把握しており、感染経路や感染の拡大状況等を考慮し、学級閉鎖等の措置を行っている。

田中委員 確かに難しいと思う。

自分からもそのような話があったときに、欠席者は全て感染者ではなく、感染予防のために欠席する児童・生徒もいるというような話をすると、納得する保護者もいる。

欠席者は、全員感染者であると思い込んでいる保護者もいるかもしれない、欠席者の状況についての説明をしていただけると、保護者の理解も得られるのではないかと思う。

教育長 今後、インフルエンザの流行の可能性もあり、更に保護者には公表しにくくなる。状況については、理解していただくしかないと思う。

教育長 その他質疑等があればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 以上で協議報告事項は終了する。

7 その他

教育委員会 9 月定例会を 9 月 29 日（木）13 時 30 分から下田市立中央公民館大会議室で開催。

8 閉会

8 月定例会 8 月 25 日（木）14 時 38 分開会。

教育長 14 時 38 分に閉会を宣す。

会議録署名人